

北九州市地域エネルギー推進会議 火力発電立地検討部会参加募集要項

1 事業の目的

北九州市は、これまで地球温暖化対策の観点から、省エネ・新エネに取り組んできましたが、東日本大震災以降、市民生活・産業活動といった地域を支える観点から、安定・安価なエネルギーの供給についても、市として一定の責任をもつこととし、響灘地区を中心に「北九州地域エネルギー拠点化推進事業」を、本市の新成長戦略の主要プロジェクトとして取り組むこととしました。

この事業は、低炭素で安定・安価なエネルギーを供給することを目指すものであり、地域エネルギー拠点の形成は、市の成長を支える基盤として非常に重要であると考えています。

この取組みの一環としまして、本市では、大規模石炭輸入基地・大規模LNG基地・広大な用地などがある響灘地区の優位性を活かし、火力発電所の立地の可能性について検討を進めていくこととしております。

火力発電事業には多額の事業費がかかること、石炭・LNG・バイオマスといった様々な発電方式、発電所の規模（大規模・小規模）が考えられることから、今回、響灘地区において火力発電の事業の実現を目指すため「火力発電立地検討部会」を設置することといたしましたので、その参加者を募集いたします。

2 参加申込書の内容

様式に沿って、「応募事業者の情報」「火力発電立地検討部会参加者」「北九州市若松区響灘地区で展開の可能性がある火力発電事業に関する提案」「火力発電もしくはエネルギー供給への関連実績」を記載してください。

- ・「北九州市若松区響灘地区で展開の可能性がある火力発電事業に関する提案」には、展開の可能性がある火力発電事業の種類・規模感等を想定して記載してください。複数の種類の提案や規模に幅をもたせた提案でも構いません。

（ご注意）

複数の企業等で構成する連合体による応募も可能です。ただし、応募・事業運営の窓口となる企業等（以下「代表企業」という。）をあらかじめ定めてください。また、連合体を構成する企業等の関係と役割を明確にしてください。

3 応募資格

- (1) 応募者は、次の要件を全て満たす企業又は複数の企業等で構成する連合体とします。
- ア 北九州市若松区響灘地区での火力発電所建設に関心があること。
 - イ 当該事業を実現できる総合的な企画力、技術力、資金力及び経営能力を有していること。
 - ウ 国内外で、10 万 kW 以上の火力発電事業もしくはそれに相当する規模のエネルギー供給事業に関わった実績があること。
- (2) 複数の企業等で構成する連合体による応募の要件は次のとおりです。
- ア 代表企業をあらかじめ定めること。また、連合体の構成員の役割分担を明確にすること。
- (3) 次のア・イのいずれにも該当しないこと。(応募者が連合体であるときは、その構成員のすべてが該当しないこと。)
- ア 次の申立てがなされている者。
 - (ア)破産法第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申立て
 - (イ)会社更生法第 17 条に基づく更生手続開始の申立て
 - (ウ)民事再生法第 21 条の規定による再生手続きの申立て
 - イ 次に該当する者。
 - (ア)役員等が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員であると認められる者
 - (イ)暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - (ウ)役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - (エ)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - (オ)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - (カ)暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。

※上記の応募資格を満たしている応募者に対しては「第 1 回火力発電立地検討部会」の案内を送付いたします。資格を満たしていないと判断した場合には、部会に参加できない旨を通知いたします。

4 スケジュール

- (1) 募集要項の配布 平成25年7月26日(金)から平成25年8月12日(月)
- (2) 参加申込受付期間 平成25年7月26日(金)から平成25年8月12日(月)
- (3) 会議の開催案内等通知(電子メールにて)
平成25年8月16日(金)
- (4) 第1回火力発電立地検討部会
平成25年8月23日(金) 13時より(会場は北九州市内)

※参加申込受付締切は、平成25年8月12日(月)必着です。

※なお、本募集要項における書類の配布、受付等については、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時15分までとします(正午から午後1時までの時間を除く)。

5 募集要項及び参加申込書の配布

募集要項及び参加申込書は、北九州市ホームページへ掲載するとともに、北九州市環境局環境未来都市推進室窓口にて配布します。

(募集要項及び参加申込書配布窓口)

北九州市環境局環境未来都市推進室 政策係

住所：北九州市小倉北区城内1番1号 市役所本庁舎10階

電話：093-582-2238 FAX：093-582-2196

6 参加申込書の提出

(1) 受付期間及び提出方法

ア 受付期間 「4 スケジュール(2)」のとおり

イ 提出方法 持参または郵送

ウ 提出先 〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 市役所本庁舎10階
北九州市環境局環境未来都市推進室 政策係

(2) 提出書類

北九州市地域エネルギー推進会議火力発電立地検討部会参加申込書

※参加申込受付締切は、平成25年8月12日(月)必着です。

※なお、第1回火力発電立地検討部会では、本市のこれまでの検討内容を説明し、今後のご参加の形の判断材料としていただきます。

7 失格事由

次のいずれかに該当する場合は失格とし、部会に参加できません。

- (1) 提出書類に、虚偽の記載をした場合。
- (2) 「3応募資格」を満たしていないと判断した場合。
- (3) その他、不適格と北九州市が判断した場合。

8 留意事項

- (1) 参加申込書は返却しません。
- (2) 本手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定めるものとします。
- (3) 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。

9 担当窓口

北九州市環境局環境未来都市推進室 政策係
〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号
TEL : (093)582-2238 FAX : (093)582-2196
E-mail : kan-mirai@city.kitakyushu.lg.jp

受付番号	
受付日	

※市使用欄なので記載を要しない

北九州市地域エネルギー推進会議
火力発電立地検討部会参加申込書

申請者名(申請代表者)

住所
会社名
(団体名)
代表者名

印

連合体事業者名

1 応募事業者(代表企業)の情報

事業者名			
住所			
代表者名			
本件担当者氏名			
担当者所属・役職			
E-mail		TEL/FAX	

- ※ 応募事業者の情報を記載。別添として、企業概要パンフレット等企画力・技術力を示す書類、決算報告書(直近3決算期に関する貸借対照表及び損益計算書)及び定款又は寄附行為の写しを添付してください。
- ※ 北九州市からの連絡は本欄に記載された担当者を通じて行うので応募内容等が分かる方としてください。

2 連合体事業者(代表企業以外) 連合体事業者が複数いる場合は記載欄を増やしてください

事業者名 ①			
住所			
代表者名		代表者印	
本件担当者氏名			
担当者所属・役職			
E-mail		TEL/FAX	

- ※ 連合体企業の情報を記載してください。別添として、企業概要等のパンフレット、及び定款又は寄附行為の写しを添付してください。
- ※ 北九州市からの連絡は原則として代表企業を通じて行います。

3 火力発電立地検討部会参加者

事業 者 名	
所 属 ・ 役 職	
参 加 者 名	

※連合体(代表企業以外)の出席については記載欄を増やして記入してください。

※火力発電立地検討部会の参加等の連絡については、「1 応募事業者(代表企業)の情報」の欄に記載の「本件担当者」を通じて行います。

4 事業の実施体制、役割分担 連合体による場合のみ記載してください。

※事業の実施体制、組織・役割分担を記載してください。

5 提案の詳細

(1) 北九州市若松区響灘地区で展開の可能性がある火力発電事業の種類・規模感等

※響灘地区で展開の可能性がある火力発電事業の種類・規模感等を想定して、可能な限り具体的に記載してください。(発電能力、使用燃料、事業のスケジュール感など)

※複数の種類の提案や規模に幅をもたせた提案でも構いません。

(2) 火力発電もしくはエネルギー供給への関連実績

※国内外で 10 万 kW 以上の火力発電事業もしくはそれに相当する規模のエネルギー供給事業に関わった実績を記載してください。